



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第114号 令和元年11月6日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
479		地域森林計画を変更したい件	林業戦略課
480	同		同
481		公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
482	同		同
483	同		同
484		公共測量を終了した旨の通知があった件	同

徳島県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業戦略課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和元年十一月六日から

令和元年十二月九日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業戦略課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和元年十一月六日から

令和元年十二月九日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第四百八十一号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	美馬市美馬町大宮西地 内及び吉野川市山川町 北島地内	令和元年八月一日から 令和元年十二月二十七日まで

徳島県告示第四百八十二号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	阿南市原ヶ崎町地内	令和元年九月二十五日から 令和二年三月十三日まで

徳島県告示第四百八十三号

阿波市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	阿波市内全域	令和元年十月三日から 令和二年三月十六日まで

徳島県告示第四百八十四号

石井町長から、令和元年徳島県告示第二百二十三号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年九月三十日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門